

利用停止請求権について、条例整備を行った地方公共団体の例

〔静岡県(平成15年4月施行)、富山県(平成16年1月施行)、石川県(平成15年7月施行)、和歌山県(平成15年7月施行)、徳島県(平成15年1月施行)、宮崎県(平成15年4月施行)、鹿児島県(平成15年4月施行)〕

平成15年6月末現在 神戸市調査

行政機関法での 個人情報の違法な取扱い類型	制度の内容	静岡県(平成15年4月施行)	富山県(平成16年1月施行)
1 適法に取得されたものでないとき (当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき(法36))	開示前置	(利用停止請求権) 第35条 3 第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。	(利用停止請求権) 第35条 4 前3項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。
2 利用目的の範囲を超えて保有されているとき (第3条第2項の規定に違反して保存されているとき(法36))	開示から利用停止請求までの期間	(利用停止請求権) 第35条 3 第1項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。	(利用停止請求権) 第35条 4 前3項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求(以下「利用停止請求」という。)は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内に行わなければならない。
(個人情報の保有の制限等) 法第3条 2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。	請求できる措置 利用の停止又は削除(消去)	(利用停止請求権) 第35条 何人も、第26条第1項の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認るときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 当該保有個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第5条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条第2項及び第3項の規定に違反して取得されたとき、又は第11条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第11条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止	(利用停止請求権) 第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認るときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。 (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
3 利用及び提供の制限に違反して利用・提供されているとき		事務局(注) 第5条第2項...利用目的範囲内の保有制限 第6条第2項及び第3項...取得制限 第11条第1項及び第2項...目的外利用・提供の制限	事務局(注) 第4条第2項...利用目的範囲内の保有制限 第5条...取得制限 第9条第1項及び第2項...目的外利用・提供の制限
(第8条第1項及び第2項の規定に違反して利用又は提供されているとき(法36)) (利用及び提供の制限) 法第8条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	停止義務	(保有個人情報の利用停止義務) 第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。	(保有個人情報の利用停止義務) 第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一～四(略)	利用停止請求から決定までの期間	(利用停止決定等の期限) 第39条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この項の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限	(利用停止決定等の期限) 第39条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 (利用停止決定等の期限の特例) 第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1) この条の規定を適用する旨及びその理由 (2) 利用停止決定等をする期限